

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、令和4年度住民税均等割が非課税の世帯や、令和4年1月から12月までに予期しない収入減少があり、住民税非課税相当となった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯当たり **5万円**
(1世帯につき1回限り)

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間程度(口座振込)
※書類の受理が集中していたり、内容に不備がある場合は遅くなる場合があります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (①、②のいずれかにあてはまる世帯)

1

令和4年度 世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

2

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書等の返送が必要です

※一部申請が必要な場合があります。
令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から届きます。(要返送)

申請書の提出が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

返送・提出期限:令和5年1月31日(火)※当日消印有効

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

お問合せ

青森市コールセンター
「緊急支援給付金」担当窓口(福祉政策課)

017-718-1124 (8:30～18:00※土日祝を除く)

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
コールセンター

0120-526-145 (9:00～20:00※土日祝を除く)



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き【期限：令和5年1月31日（火）】

① 世帯全員の令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯全員の方が、令和4年1月1日以前から青森市にお住まいで、令和4年度住民税（均等割）が非課税である世帯

- 対象と思われる世帯には、青森市から支給内容や確認事項が書かれた**確認書が届きます**。
内容を確認し、受給を希望する場合は、同封の返信用封筒で**返送**してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振込口座番号等に誤りがないか
- ②「住民税が課税されている者の扶養親族等」のみの世帯でないか など

(2) 世帯の中に、令和4年度住民税（均等割）が課税の方はいないが、未申告である方や令和4年1月2日以降に青森市に転入した方が含まれている世帯

- 青森市から**申請書が届きます**。内容を確認し、受給を希望する場合は、必要事項の記入と確認書類の添付をし、同封の返信用封筒で**返送**してください。

※申請書は、令和4年度の課税状況が不明である場合に送付しています。そのため、申請書が届いたとしても必ずしも支給対象になるとは限りません。

以下の支給要件に該当する場合は支給対象となる可能性があります。

【支給要件】

- ①世帯の全ての方が、令和4年度住民税（均等割）非課税である
- ②「住民税が課税されている者の扶養親族等」のみの世帯ではない
- ③世帯の中に住民税が課税となる額の所得があるのに未申告である者はいない

(3) 確認書や申請書が送付されない世帯であっても、一部支給対象となる場合があります。該当する場合は申請の必要がありますので、お問合せください。

例) R4.1.1の時点では婚姻状態で課税配偶者に扶養されていたが、基準日（R4.9.30）前に離婚し別世帯となっている場合

R4.1.1の時点では課税者に扶養されていたが、基準日（R4.9.30）前にその扶養者が死亡している場合
など

② 予期せず家計が急変したことで令和4年1月～12月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに提出してください。
《窓口受付》 《郵送受付》
駅前庁舎4階 福祉政策課 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
浪岡庁舎1階 健康福祉課 青森市福祉部福祉政策課 緊急支援給付金担当

※ 市民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍した額）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除した額）が、市民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であること。

《市民税均等割が非課税となる水準の例（給与収入の場合）》

| 扶養している親族等の状況 | 非課税相当 収入限度額 | 非課税相当 所得限度額 |
|-----------------------|-------------|-------------|
| 単身又は扶養親族がない場合 | 965,000円 | 415,000円 |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合 | 1,469,000円 | 919,000円 |
| 配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合 | 1,879,999円 | 1,234,000円 |
| 配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合 | 2,327,999円 | 1,549,000円 |
| 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親の場合 | 2,043,999円 | 1,350,000円 |

申請期限
令和5年
1月31日(火)

！ 定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入が無いことがあらかじめ明らかである場合は、予期せず家計が急変したという要件に当てはまらないことから対象外となることがあります。

予期せず家計が急変したわけではないのに給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。